

子家発 0331 第 3 号
子母発 0331 第 2 号
障障発 0331 第 1 号
令和 4 年 3 月 31 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市

民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

子ども家庭局母子保健課長
(公印省略)

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」の一部改正について

標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」（昭和 49 年 9 月 27 日児発第 618 号）により通知し、具体的な事務処理を「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日雇児福発 0331 第 1 号・雇児母発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号）によりその円滑な実施を図るようお願いしているところであるが、今般、この通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、ご了知のうえ関係機関への周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。